

太宰府市社会福祉法人連絡会規約

(目的)

第1条 この規約は、社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みのより円滑かつ有効的な推進を図るため、太宰府市内に福祉施設並びに事務所を有する社会福祉法人において太宰府市社会福祉法人連絡会（以下「法人連絡会」という。）を組織し、必要な事項を定めることにより各法人間相互の連携と協力体制を確保し、もって、住みやすく安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第2条 法人連絡会の会員（以下「会員」という。）は、第1条に定める目的に賛同する社会福祉法人とする。

(事業)

第3条 法人連絡会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 災害時の要援護者に関する活動
- (3) 会員の連携による公益的な活動の企画、検討及び実施
- (4) その他、連絡会の目的達成に必要な事業

(会長等)

第4条 法人連絡会に会長1名、副会長1名及び監事1名を置き、総会により選出する。

- 2 会長は、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、法人連絡会の会計及び事業を監査する。

- 5 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 欠員の補充によって就任した会長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第5条 法人連絡会の総会は、年に1回とし、会長が招集する。また、必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

- 2 議長は、その都度選任する。
- 3 総会は、会長等の選任、予算、決算、事業計画及び事業報告について議決を行う。
- 4 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により欠席の理由及び総会に付議される事項について意思を表明した会員は、出席とみなす。
- 5 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(担当者会)

第6条 法人連絡会は、事業の効率的な運営を図るため担当者会を置き、会長が招集する。

- 2 その他、担当者会について必要な事項は、別に定める。

(分科会の設置)

第7条 法人連絡会は、次の各号に掲げる分野で分科会を置くことができる。

- (1) 高齢分野
- (2) 障がい分野
- (3) 児童分野

(会費)

第8条 法人連絡会の目的を達成するため、会費を徴収することができる。

- 2 会費の額は、別に定める。

(規約の改正)

第9条 この規約の改正及び廃止は、総会で決定する。

(庶務)

第10条 法人連絡会の庶務は、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会において行う。

(その他)

第11条 その他、この規約に定めのない事項については会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年10月4日から施行する。

(法人連絡会設立法人) ※順不同

一光福社会

八紘福社会

一心会

同朋会

福岡県盲人協会

宰府福社会

恵徳会

宗恵会

グリーンコープ

レーヴ福岡

太宰府市社会福祉協議会 以上